

情報セキュリティ対策強化業務委託に係る入札説明書

宮崎県が行う情報セキュリティ対策強化業務の委託に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該説明書について疑義があるときは、下記の8に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和2年9月16日（水）

2 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 情報セキュリティ対策強化業務委託
- (2) 業務内容 別添仕様書による
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和3年3月12日（金）まで
- (4) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) この公告の日から入札及び開札の日までの間に宮崎県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 経済産業省が定める情報セキュリティ監査企業台帳に関する規則に従い、台帳に登録されていること。また、IT関連業務内容にセキュリティ監査が含まれ、かつ、セキュリティ関連業務に情報セキュリティ監査（助言型）が含まれていること。
- (3) 平成27年度以降に国及び地方公共団体に対し行った情報セキュリティ監査業務を実施した実績が1件以上あること。
- (4) 就業規則に秘密保持に関する項目が記載されている、または雇用者と被雇用者との間で秘密保持に関する契約が締結されていること。
- (5) 入札の日までに物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載された者で、営業種目が「T電算業務」に登録された者又は営業種目が「Uその他」で種目が「その他」に登録された者であること。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(5)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

郵便番号 880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（宮崎県庁1号館1階）

電話番号 0985（26）7208

- (2) 申請書類の受付期間 令和2年9月16日から令和2年9月24日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 入札参加資格審査申請書の提出及び審査に関する事項

(1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和2年10月2日（金）午後5時（必着）

イ 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課

ウ 提出方法 持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

(2) 提出する書類

ア 情報セキュリティ対策強化業務委託入札参加資格審査申請書（別紙様式1）

イ 業務実績等調書（別紙様式2）

(3) 申請書の審査

提出された書類を審査の結果、委託業務を実施することができると認めた者に限り競争入札の参加資格者とする。

なお、入札参加希望者は提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査結果は、令和2年10月6日（火）午後5時までに電子メールで通知する。

7 申請書の作成、契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県総合政策部情報政策課

宮崎市橘通東2丁目10番1号 電話番号0985(26)7045

9 入札質問書の提出及び回答

(1) 提出期限及び提出場所

ア 提出期限 令和2年10月7日（水）午後5時（必着）

イ 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課

（電子メールアドレス：johoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp）

ウ 提出方法 直接提出のほか、郵送及び電子メールによる提出を可とする。電話による質問は認めない。

(2) 提出する書類

入札質問書（別紙様式3）

(3) 入札質問書に対する回答

入札説明書及び仕様書について、入札説明書に定める日までに「入札質問書」の提出があった場合においては、県庁ホームページに回答の掲載を行う。

10 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 宮崎県総合政策部情報政策課情報化システム担当

(2) 提出期限 令和2年10月13日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

別紙様式4による入札書（以下「入札書」という。）を持参又は送付（送付にあつては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。

ア 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、『10月14日開封「情報セキュリティ対策強化業務委託」の入札書在中』と朱書きしなければならない。

イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒にいれ密封のうえ、当該中封筒の封皮には持参により提出する場合と同様に氏名を朱書きし、外封筒の封皮に『10月14日開封「情報セキュリティ対策強化業務委託」の入札書在中』と朱書きしなければならない。また、送付時には上記外封筒をさらに封筒に入れ、書留郵便又はそれと同等の手段にて提出しなければならない。

ウ 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

エ 代理人が入札を行う場合は、別紙様式5による委任状を提出するほか、入札書に入札者の「住所」、「商号又は名称」及び「代表者職・氏名」並びに「代理人であること」の表示及び「当該代理人の氏名」を記載し、「代理人印」を押印すること。

(4) その他

競争入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、入札の執行を延期し又は取り消す。

11 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和2年10月14日（水）午前10時

(2) 場所 宮崎県庁附属棟301号室

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 入札の効力

次の(1)から(7)のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

14 落札者の決定

- (1) 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。ただし、再入札については2回までとする。
- (4) 最低制限価格は設定しない。

15 その他

この説明書に定めのない事項については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）による。